

原子力損害賠償制度の見直しに関する副大臣等会議の開催について

平成26年6月12日
内閣総理大臣決裁
平成27年5月19日
一部改正

1. 原子力損害賠償支援機構法（平成23年法律第94号）附則第6条に規定する原子力損害賠償制度の見直しについて、エネルギー基本計画（平成26年4月11日閣議決定）を踏まえ、当面対応が必要な事項及び今後の進め方について整理するため、原子力損害賠償制度の見直しに関する副大臣等会議（以下「副大臣等会議」という。）を開催する。

2. 副大臣等会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

議長 内閣官房長官が指名する内閣官房副長官

構成員 原子力委員会に関する事務を担当する内閣府副大臣

原子力損害賠償・廃炉等支援機構に関する事務を担当する内閣府副大臣

外務大臣の指名する外務副大臣

文部科学大臣の指名する文部科学副大臣

経済産業大臣の指名する経済産業副大臣

環境大臣の指名する環境副大臣

3. 副大臣等会議の庶務は、文部科学省及び経済産業省の協力を得て、内閣官房において処理する。

4. 前各項に定めるもののほか、副大臣等会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

原子力損害賠償制度の見直しに関する副大臣等会議 構成員

議長 野上 浩太郎 内閣官房副長官

構成員 左藤 章 内閣府副大臣

磯崎 仁彦 経済産業副大臣兼内閣府副大臣

阿部 俊子 外務副大臣

永岡 桂子 文部科学副大臣

あきもと司 環境副大臣